



保護者の皆様へ

令和8(2026)年4月8日

千早赤阪村立赤阪小学校
校長 近藤 和浩

府道富田林五条線（東阪～千早区間）通行規制への対応について

平素は本校教育活動へのご支援、ご理解をいただきましてありがとうございます。

さて、令和元年6月から府道富田林五条線の千早赤阪村東阪～千早区間が異常気象時通行規制区間の対象となったため、連続雨量が150mm以上になると通行止めになります。連続雨量150mm超えによる通行規制は頻繁に起こることではありませんが、近年の極端な気象傾向を鑑み、対応についてお知らせいたします。

該当する通学路を通る児童は限られておりますが、通行規制が発令された時には、全校一斉に下記のとおり対応いたしますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

■警報が発令されておらず、登校前に連続雨量が150mmを超え通行止めになった場合

①午前7時になる前に通行止めの連絡があった場合

- ・全児童、自宅待機（メール配信、HPの情報掲載等で全家庭に連絡します。）

②通行止めが解除され安全が確認できた場合

- ・全児童、登校（メール配信、HPの情報掲載等で全家庭に授業開始時刻等を連絡します。）
- ・通学バス利用者については通学バスの運行時刻を連絡します。

③午前9時になる前に解除されない場合

- ・臨時休校とする（メール配信、HPで連絡します。）
- ※午前9時00分ちょうどに解除された場合は臨時休校。

※警報発令時の対応は、4月8日付「警報発令時の児童の安全対策について」を優先します。

■警報が発令されておらず、登校後に連続雨量が150mmを超え通行止めになった場合

①通行止めの連絡を受けた時点で全家庭に連絡する。

- ・授業中の時には通常授業を行い、安全が確保されるまで学校待機とする。
- ・下校時に危険が予測される時には、原則、保護者の送迎があるまで学校待機とする。

※情報から連続雨量が150mmを超えると予想できる時には、児童の繰り上げ下校を行う場合があります。